

意見募集に寄せられたご意見及び
これに対するホットライン運用ガイドライン検討協議会の考え方について

第1 「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容に関するもの

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
なし	

第2 「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容以外に関するもの

1 ホットライン運用ガイドラインに関するもの

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
入浴写真等の児童の裸体が映る成長記録であっても、別の掲示板等のサイトで悪用されている例が既に存在する為、「違法・有害情報」以外の削除すべき情報の新設について、次のガイドライン改定案には盛り込むことによって、児童の人権と尊厳を守るべき。	今回の意見募集の対象である「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容と直接関係しないご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
BPO(放送倫理・番組向上機構)の視聴者意見の投稿だけでは、入浴シーン等の児童の裸体が映る場面を映さないように徹底するように改善することについては難しい部分があるので、次のガイドライン改定案には、公共の電波も通報の対象とすべき。	

2 ホットライン運用ガイドラインの運用に関するもの

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
なし	

3 ホットライン運用ガイドラインと直接関係しないもの

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>児童の性器等が映る症例写真であれ、医療従事者以外は閲覧出来ないようにパスワードを設けるように求めるようことによって、児童の人権と尊厳を守るべき。</p>	<p>今回の意見募集の対象である「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の内容と直接関係しないご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>「違法・有害情報」と判断された児童ポルノサイトであっても通報から数ヶ月経ってもブロッキングされないケースがあるが、児童の人権と尊厳を守るためにも、より迅速にブロッキングを講じるように、流通防止措置実施事業者を求めるべき。</p>	
<p>通報した情報が、「通報されたウェブページはID、パスワード等によりアクセス制限がかけられており内容を確認できませんでした。」と処理されないように改善を求めるべき。</p>	
<p>児童ポルノサイトを通報する通報者の負担を軽減するためにも、「違法・有害情報」と判断された児童ポルノを多数掲載しているサイトと認められる場合、トップページの通報で、別の児童ポルノが掲載された記事も、ブロッキングや送信防止措置(削除)を講じる事が出来るようにすべき</p>	
<p>「違法・有害情報」にあたらぬ児童の裸体等が映る画像等であっても、児童ポルノとして悪用されるケースがある事を周知するために、「インターネット・ホットラインセンター」のサイトでも啓発する記事を作成すべき。</p>	
<p>漫画を違法アップロードしているサイトは第三者が通報出来るサイトがないので著作権侵害サイトを通報する項目を作って欲しい。</p>	
<p>性的ポルノにおいて、被害者が女性だけでなく、男性においても同等の取り締まりをするように務めてほしい。</p>	
<p>マジコンを通信販売しているサイトやマジコンのやり方を書いてあるサイトは有害情報になると思う。</p>	